


所管部課	市民部 納税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則 東大和市会計事務規則			
	部課機関	課税課、会計課			
1. 要旨					
<p>東大和市税条例施行規則について、次のとおり一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正規則 東大和市税条例施行規則</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>① 「東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正に伴い、文言を整理する。</p> <p>② 第16号様式に定める、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）の注書きについて、軽自動車税（種別割）納税通知書の表記との整合性を図るため、文言を追加する。</p> <p>③ 市税等の収納状況について、帳票管理から電算での管理が進み、不要となった徴収簿等の様式を一部削除する。</p> <p>(3) 影響及び効果 文言の整理等を行うことで、事務執行の円滑化を図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> ・東大和市市税条例施行規則の一部改正することについて、課税課と調整。 ・東大和市会計事務規則の一部改正について会計課へ依頼。 ・文書課審査済み。 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。